



2026年2月吉日

## 会員各位

### 町内会会費の改定について

片平町内会  
会長 中山 豊

向春の候、町内会員の皆様におかれましてはご健勝のこととお喜び申し上げます。日頃より町内会の運営に対しまして温かいご支援、ご協力を賜り感謝いたします。さてこの度 町内会会則の見直しを行い一部改定を実施したくご案内いたします。現在の会則は平成6年4月に町内会改正会則制定以来約30年以上経過しており、その間何回か改定されておりますが、会費については制定当時のままとなっております。そこで直近5年間（令和2年度～令和6年度）の収支決算書を精査したところ、近年は町内会積立繰入金（激甚災害対応費、会館改修費等）が十分に確保できない状態となってきております。

令和3年6月より川崎市では地域社会の重要な役割を担う町内会の活性化を図ること、暮らしやすい地域社会の構築に寄与することを目的として「川崎市町内会・自治会活動応援補助金」制度ができました。当町内会においても、納涼盆踊り大会や防災活動、環境美化活動や資器材購入費等の経費を毎年申請し補助を受けておりますが、この補助金制度は時限的制度ではないとはいうものの確約されたものではありません。

現在の片平会館は、2011年（平成23年）に竣工し約15年が経過しています。今後老朽化が進めば、会館の改修や改築、インフラ設備の保守整備が必要になります。また 片平中央橋脇の資器材倉庫も建替え次期を迎えつつあります。そのためにもこの機会に会費の改定を行い、将来に向けての町内会積立繰入金を少しでも確保していきたいと考えています。

会費の改定については下記の通り4月の通常総会にて提案させていただき予定です。また その他の改定内容についても当日資料をお渡し提案させていただきます。どうか皆様のご理解並びにご協力をよろしくお願い申し上げます。

#### 記

#### 改定前（現行）

（会 費）

- 第38条 会費は月額200円とする。ただし、単身会員は月額100円とすることができる。
- 2 賛助会員は年額3000円とする。

#### 改定後

（会 費）

- 第38条 会費は月額300円とする。ただし、単身会員は月額150円とすることができる。
- 2 賛助会員は年額5000円とする。